

平成31年度 糖尿病性腎症重症化予防事業

1 これまでの取組

- 国は平成28年4月に、厚生労働省、日本医師会、日本糖尿病対策会議の三者が協定を締結し、国版の糖尿病性腎症重症化予防プログラムを策定
- 都は平成30年3月に、都医師会、東京都糖尿病対策推進会議の三者で東京都版糖尿病性腎症重症化予防プログラムを策定
- 平成30年度から、東京都糖尿病医療連携協議会圏域別検討会を活用し、三師会、医療機関、区市町村の事業所管部署が取組状況や課題を共有し、地域の実情に応じた重症化予防事業を実施

【30年度取組区市町村】

受診勧奨:36区市町村 保健指導:36区市町村

2 31年度事業内容(案)

- 都内全ての区市町村の取組を推進するため、都レベルでの横断的な分析検証、区市町村及びかかりつけ医向け研修を行う。

(1) 有効な取組内容の分析

- ・対象者抽出基準、対象者への介入方法、関係機関との連携方法等と事業の効果の関連について横断的に分析・検証する。

(2) 区市町村向け研修

- ・効果的な取組を推進するため、区市町村の従事者向けに研修を行う。
- ・事業未実施区市町村を対象に、事業の立ち上げから評価までの進め方についてノウハウを付与するとともに、先行事例の共有などを行う。

(3) かかりつけ医向け研修

- ・事業の理解促進と協力を呼びかけるため、かかりつけ医向け研修を行う。(区部1回、市部1回 計2回)
- ・カリキュラムは、都医師会の協力を得ながら作成する。